

小牧市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によりこまきこども未来館の施設入場料等の収納の事務を受託する者（収納受託者）を次のように定めた。

令和6年3月29日

小牧市長 山下 史守朗

- 1 受託者 小牧市桃ヶ丘一丁目36-37
特定非営利活動法人10人村
理事長 虫明 達夫
- 2 受託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで